

休眠預金等活用法に係る追加条文

(各規定共通、ただし条番号は各規定により異なります。)

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当社は、この預金について、次の各号の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）。
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- ③ お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性。
 - B. お客さまが公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地。
- ④ お客さまからの申し出にもとづく預金証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。※1
- ⑤ お客さまからの残高の確認があったこと（当社が把握できる場合に限ります。）。
- ⑥ お客さまからの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。
- ⑦ お客さまが次のAないしEに掲げる情報の全部または一部を受領したこと。
 - A. 当社名称およびこの預金を取扱う店舗の名称。
 - B. この預金の種別。
 - C. 口座番号その他預金等の特定に必要な事項。
 - D. この預金の名義人の名称。
 - E. この預金の元本の額。
- ⑧ 『eダイレクト預金取引規定』または『法人eダイレクト預金取引規定』にもとづくほかの預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。※2

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日。
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③ 当社がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までには通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

休眠預金等活用法に係る追加条文

(各規定共通、ただし条番号は各規定により異なります。)

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。
- ② 自動継続扱いの預金にあつては、初回の満期日後に次のAないしIに掲げる事由が生じたこと；

当該事由が生じた期間の満期日。

- A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）。
- B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- C. お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
- (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性。
- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地。
- D. お客様からの申し出にもとづく証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。※1
- E. お客様からの残高の確認があったこと（当社が把握できる場合に限ります。）。
- F. お客様からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。
- G. お客様が次の(i)ないし(v)に掲げる情報の全部または一部を受領したこと。
- (i) 当社名称およびこの預金を取り扱う店舗の名称。
- (ii) この預金の種別。
- (iii) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項。
- (iv) この預金の名義人の氏名。
- (v) この預金の元本の額。
- H. 『eダイレクト（法人eダイレクト）預金取引規定』にもとづくほかの預金について異動事由が生じたこと。※2
- I. 当社がお客様に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと（ただし、当該通知がお客様に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社が

休眠預金等活用法に係る追加条文

(各規定共通、ただし条番号は各規定により異なります。)

あらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りま

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと；

当該支払停止が解除された日。

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと；

当該手続が終了した日。

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りま

当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日。

3. (本預金口座取引に係る預金の最終異動日等) ※2

本預金口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

【注意事項】

※1 以下の預金（証書を発行する預金）のみ適用します。

- ・ダイレクト預金
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）
- ・一般大口定期預金
- ・自由金利型定期預金（M型）
- ・通知預金

※2 以下の預金のみ適用します。

- ・eダイレクト預金
- ・法人eダイレクト預金

以上